平成２６年（フ）第４６号
北海道河東郡音更町木野大通西２丁目３番地19　リリーハイツ201号室
債務者　伊藤　浩行
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
北海道河東郡音更町木野大通西２丁目３番地19　リリーハイツ201号室
債務者　伊藤君代美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５１８号
仙台市青葉区上杉５丁目８番53号
破産者　株式会社エルマン
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
川崎市中原区等々力６番１号
破産者　有限会社西村製作所
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４４６号
札幌市東区北25条東20丁目６番19号
破産者　有限会社ワイエムプラン
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８号
秋田県大仙市大曲丸の内町11番15号
破産者　株式会社サテライト
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第７４号
茨城県日立市十王町伊師本郷1150番地の１
破産者　木村運輸有限会社
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８６号
茨城県高萩市春日町２丁目74番地
破産者　有限会社ヨシカワ
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９０号
埼玉県川口市上青木２丁目７番14号
破産者　株式会社関口空調製作所
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
千葉県香取郡多古町南中1767番地
破産者　株式会社香取物流
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４７２号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山6497番地
破産者　株式会社熊谷鉄工所
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
長野県塩尻市大字広丘吉田2902番地151　ササキ通商株式会社内
破産者　竹下　直道
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４０号
岐阜県土岐市肥田町肥田704番地の３
破産者　有限会社一基組
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１４６号
岐阜県多治見市市之倉町13丁目83番地の89
破産者　森本　篤志
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１７３６号
大阪府摂津市鳥飼上４－８－８、商業登記簿上の本店所在地大阪府摂津市東正雀11番24号
破産者　有限会社松栄
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７２７号
大阪府吹田市広芝町７番25号　第５マイダビル２Ｆ
破産者　プラスリゾート株式会社
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４１号
大阪市天王寺区小橋町２番13号
破産者　株式会社パールワン
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４７号
大阪府松原市西野々１丁目17番27号
破産者　株式会社新屋
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１９４号
大阪府羽曳野市野63―３、商業登記簿上の本店所在地大阪府羽曳野市河原城738番地
破産者　有限会社大阪コールドセンター
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３４１２号
埼玉県蕨市塚越１丁目４番13号シスコ第一ビル３階
破産者　株式会社ＳＰＲＥＥＺ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０８０号
東京都北区赤羽２丁目27―11―101
破産者　高橋　宏之
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部